

毎週火、金曜日発行（例假日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 土地収用法による立入、測量及び調査
種畜証明書の有効期間延長

◇公安告示 道路交通取締法による車馬の交通制限及び既制限の解除

告示

鳥取県告示第七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り、測量及び調査をする旨日本国有鉄道大阪工務局長から通知を受けた。

昭和三十三年四月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 起業者 日本国有鉄道
- 一 事業の種類 南勝線関金、山守間鉄道建設
- 一 立入るべき土地

東伯郡関金町大字松河原

泰久寺

今西

堀

新田

崎山

大鳥居

一 立入期間 昭和三十三年四月十八日から

昭和三十三年六月三十日まで

鳥取県告示第七十八号

昭和三十三年に実施された定期種畜検査に基き種畜証明書を交付されたものうち、その種畜証明書の有効期間が昭和三十三年定期種畜検査実施の前日に満了するものについては、その種畜証明書の有効期間は、家畜改良増

右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
右 同	右 同	右 同	右 同	右 同
県道米子飛行場線米子市加茂町治目五番地先か	県道米子飛行場線米子市加茂町治目五番地先か	県道米子飛行場線米子市加茂町治目五番地先か	県道米子飛行場線米子市加茂町治目五番地先か	県道米子飛行場線米子市加茂町治目五番地先か
同上七〇〇の	同上七〇〇の	同上七〇〇の	同上七〇〇の	同上七〇〇の
諸車の最高速度を	諸車の最高速度を	諸車の最高速度を	諸車の最高速度を	諸車の最高速度を
昭和三十九年九月六日公安委員会告示第一〇二	昭和三十九年九月六日公安委員会告示第一〇二	昭和三十九年九月六日公安委員会告示第一〇二	昭和三十九年九月六日公安委員会告示第一〇二	昭和三十九年九月六日公安委員会告示第一〇二

根拠法令	制限の別	制限を行う場所	制限区間	制限の方法	既制限の解除
道路法第六條	通一方交	県道米子停車場線境港市末	同上九一、二〇三番地	自動三輪車以上の通行を認めない	
右 同	駐車禁止	県道米子停車場線境港市末	同上二六、四	自動三輪車以上の通行を認めない	
道路法第十條	速度制限	二級国道大谷山松江線西伯郡	同上五〇の	自動三輪車以上の通行を認めない	

殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六條第二項の規定により、昭和三十三年定期種畜検査の日まで延長された。

昭和三十三年四月二十五日
鳥取県知事 遠 藤 茂

公安委員会告示

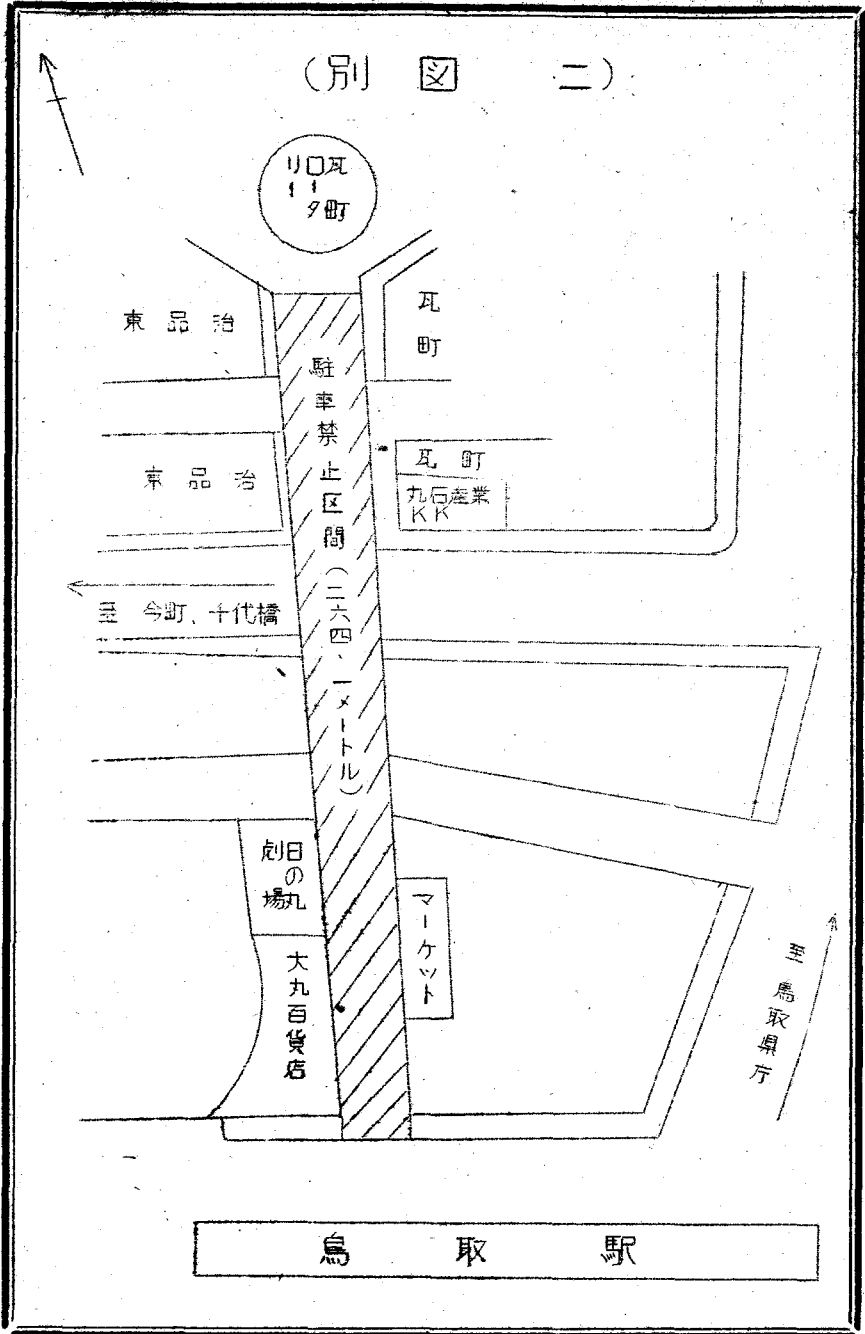
鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第六條及び第十條の規定により次のとおり車馬の交通制限をす

昭和三十二年四月二十五日
鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

00881

(別 図 二)



00880

(別 図 一)

